



令和5年2月17日

## 令和5年第1回中津川市議会（定例会） 提出予定議案

令和5年第1回中津川市議会（定例会）に、報告1件、条例10件、人事3件、その他5件、補正予算5件、当初予算8件、合計32件の議案を提出します。

### （報告）

#### 1、専決処分の承認を求めることについて

- 12月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。
- ・令和4年度中津川市一般会計補正予算（専第1号）

### （条例）

#### 1、中津川市ひと・まちテラスの設置等に関する条例の制定について

中津川市ひと・まちテラスを設置するため、制定する。

- ・中津川市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた複合施設が令和5年5月に竣工し、令和5年7月に供用が開始されるため、その設置等について条例を制定する。

#### ・制定の主な内容

名称：中津川市ひと・まちテラス

位置：中津川市新町2番34号

利用時間：午前9時～午後9時30分

使用料等：

区分	金額（1時間当たり）
活動室101a	300円
活動室101b	200円
活動室101c	200円
活動室102	200円
活動室103	500円
活動室104	500円
活動室105	200円
活動室201a	200円
活動室201b	200円
活動室301	200円
調理室	300円
1階テラス及び上記以外の市民交流活動スペース（1㎡当たり）	5円

※市外使用者は5割増し、市内営利目的使用者は2倍、市外営利目的使用者は3倍

- ・施行期日 規則で定める日

## 2、中津川市個人情報保護審査会条例の一部改正について

議長の諮問に応ずることができるようにするため、改正する。

- ・中津川市議会の個人情報の保護に関する条例において開示決定等に対する審査請求等があった場合、議長が審査会に諮問した際には審査会は諮問に応ずる必要があるため、対応する規定を追加する。
- ・施行期日 令和5年4月1日

## 3、中津川市避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例の制定について

災害対策基本法の規定に基づく避難行動要支援者に係る名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関し、本人又は避難行動要支援者等の同意に関する特例、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者の義務等を定めるため、制定する。

- ・これまで、平常時に避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者に提供しようとする場合、審査会の意見を聴いたうえで行ってきたが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の外部提供については、条例を制定しないと行うことができなくなるため、条例を制定する。
- ・制定の主な内容  
避難支援等関係者の範囲は市消防本部及び消防署、警察、民生委員、自主防災組織等とする。  
避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の外部提供における本人（避難支援等実施者を含む。）同意を不要とする。  
情報漏えい防止のための措置等、利用及び提供の制限、秘密保持義務等について定める。
- ・施行期日 令和5年4月1日

## 4、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備について

督促手数料を廃止するため、関係条例の規定を整備する。

- ・金融機関では非効率、高コストである公金収納事務に要する経費の見直しが検討されており、市債権に係る督促手数料及び延滞金の確認徴収業務を令和5年4月から廃止するとの通知があった。  
金融機関において督促手数料及び延滞金の確認徴収業務が廃止されると、納期限経過後の納付分について、市及び納税者にとって負担増となるため、また、主債権の管理に注力し、適正な徴収事務の効率化を図るため、督促手数料を廃止する。
- ・市債権に係る督促手数料を廃止するため、次の23条例を一括して改正する。
  1. 中津川市税条例
  2. 中津川市道路占用料条例
  3. 中津川市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例
  4. 中津川市国民健康保険条例
  5. 中津川都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
  6. 中津川市下水道条例
  7. 中津川市農業集落排水処理施設条例

8. 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者負担に関する条例
9. 中津川市介護保険条例
10. 中津川市準用河川占用料等に関する条例
11. 中津川市分担金等徴収条例
12. 中津川市個別排水事業受益者分担金徴収に関する条例
13. 中津川市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金徴収に関する条例
14. 中津川市後期高齢者医療に関する条例
15. 中津川市公共下水道事業区域外流入受益者負担金及び分担金徴収条例
16. 中津川都市計画下水道事業坂本処理区受益者負担に関する条例
17. 中津川市奨学資金貸与条例
18. 中津川市看護職員就職準備資金貸付条例
19. 中津川市保育士等修学支援金貸付条例
20. 中津川市医療職員修学資金貸付条例
21. 中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地地区画整理事業施行条例
22. 中津川市介護福祉士修学資金貸付条例
23. 中津川市産業動物獣医師養成修学資金貸付条例

- ・施行期日 令和5年4月1日（令和5年3月31日以前に納期限が到来した市債権については、督促手数料を徴収する。）

## 5、中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、懲戒に係る権限の濫用禁止について定める条が削除され、また、家庭的保育事業における安全計画の策定等や自動車を運行する場合の所在の確認等について定められた。  
当該省令は市町村条例の基準となっているため、改正する。

①懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削る。

②利用者の安全確保を図るための安全計画の策定に関する規定を追加する。

自動車を運行する場合の利用者の所在確認の義務化に関する規定を追加する。  
家庭的保育事業所と他の社会福祉施設等を併せて設置する場合において、保育に支障がない場合に限り、乳幼児の保育に直接従事する職員の兼任を可能とする。  
感染症及び食中毒の予防等のための研修の実施に関する規定を追加する。

- ・施行期日 ①公布の日  
②令和5年4月1日

## 6、中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、改正する。

- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、懲戒に係る権限の濫用禁止について定める条が削除され、また、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正により、条例が引用する部分に項ずれが生じるため、改正する。

①懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削る。

②法改正に伴う項ずれの対応。

- ・施行期日 ①公布の日  
②令和5年4月1日

## 7、中津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等や自動車を運行する場合の所在の確認等について定められた。  
当該省令は市町村条例の基準となっているため、改正する。

- ・利用者の安全の確保を図るための安全計画並びに感染症や災害発生時の業務継続計画の策定に関する規定を追加する。

職員（支援員）に対する研修等、保護者への周知及び安全計画の定期的な見直しに関する規定を追加する。

自動車を運行する場合の児童の所在確認の義務化に関する規定を追加する。

感染症及び食中毒の予防等のための研修等の実施に関する規定を追加する。

- ・施行期日 令和5年4月1日

## 8、中津川市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、改正する。

- ・子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正により、条例が引用する部分に項ずれが生じるため、当該項ずれに対応する。

- ・施行期日 令和5年4月1日

## 9、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、改正する。

- ①健康保険法施行令等の一部改正に伴い出産育児一時金の支給額が見直されたため、条例で定める出産育児一時金の額を「40万8千円」から「48万8千円」に引き上げる。
- ②国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料賦課限度額及び軽減判定所得基準額を次のとおり改める。
  - 保険料賦課限度額のうち、後期高齢者支援金等賦課限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げる。
  - 保険料軽減判定所得基準額の世帯人数に乗じる額を、5割軽減は「28万5千円」から「29万円」に、2割軽減は「52万円」から「53万5千円」に引き上げる。
  - その他所要の改正を行う。

・施行期日 令和5年4月1日

## 10、中津川市特定用途制限地域における建築物の用途の制限に関する条例の制定について

都市計画法に基づく特定用途制限地域の指定に伴い、当該地域内における建築物の用途を制限するため、制定する。

- ・リニア関連事業の進展に伴い、坂本地区では、開発需要の高まりが予想されるが、都市計画による建築物の用途規制は一部地区（中核工業団地周辺、リニア岐阜駅周辺土地区画整理事業対象地）に限られている。

無秩序な開発を防止し、良好な居住環境を保全するため、特定用途制限地域の指定地域内での建築物の用途を制限するための条例を制定する。

- ・制定の主な内容

適用地域は都市計画法に基づく特定用途制限地域に指定された地域とする。

地域内において、居住環境保全区域、主要道路沿道区域及び幹線道路沿道区域を設定し、それぞれ建築してはならない建築物を定める。

条例施行時点で既にある建築物は、規制の適用を受けないほか、一定規模以内での増築を認める規定を定める。

利害関係者の意見を踏まえ、環境を害するおそれがない場合や公益上やむを得ない場合には、条例の適用を除外することができる規定を定める。

罰則として条例に違反した場合、50万円以下の罰金が科せられる規定を定める。

- ・施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(人 事)

1、中津川市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

選任予定者 氏名 よこい あきら  
横井 晃 (再任)

2、中津川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

任命予定者 氏名 やまもと あきら  
山本 亮 (新任)

3、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

推薦予定者 氏名 みやけ ひでお  
三宅 秀雄 (再任)

(その他)

1、財産の取得について 【初日議決】

中津川西部テクノパーク整備事業用地として、土地を取得する。

・財産の種別 土地

・所在地、地目及び面積

所在地	地目	地積(平方メートル)
中津川市茄子川字二ツ岩405番2	山林	452.24
中津川市茄子川字二ツ岩405番7	山林	1,684.88
中津川市茄子川字二ツ岩405番13	保安林	330.57
中津川市茄子川字二ツ岩405番14	保安林	330.58
中津川市茄子川字二ツ岩406番24	山林	314.72
中津川市茄子川字二ツ岩421番1	山林	32,869.08
	ため池	1,791.28
中津川市茄子川字二ツ岩421番2	原野	6,482.07
	ため池	829.33
中津川市茄子川字二ツ岩442番	山林	360.60
中津川市茄子川字西通448番5	山林	1,434.82
中津川市茄子川字西通448番39	原野	768.97
中津川市茄子川字西通448番40	原野	1,588.95
中津川市茄子川字西通448番42	原野	591.93
中津川市茄子川字西通448番43	原野	619.71
中津川市茄子川字西通448番46	原野	1,020.24
中津川市茄子川字西通448番61	山林	2,927.84
中津川市茄子川字西通448番62	山林	
中津川市茄子川字西通448番67	保安林	2,280.15

中津川市茄子川字西通448番68	保安林	
中津川市茄子川字西通448番69	保安林	
中津川市茄子川字西通448番70	保安林	
中津川市茄子川字西通448番71	保安林	
合計面積		56,677.96

- ・取得金額 99,986,475円
- ・取得の相手方 個人(11名)

## 2、工事請負契約の変更について【初日議決】

杭施工時に設計時の想定を超える地中障害が見つかったこと等により請負代金額を増額する。

- ・工事名 (仮称) 市民交流プラザ建設工事(建築主体工事)
- ・変更前契約金額 1,761,611,775円
- ・変更後契約金額 1,790,191,775円
- ・契約の相手方 中津川市小川町2番8号  
吉川・宮島・岡山特定建設工事共同企業体  
代表構成員 株式会社 吉川工務店  
代表取締役 吉川 幸輝

## 3、調停の申立てについて

- ・相手方 施工業者 中津川市内 建設業者A  
測量調査設計業者 岐阜県内 建設コンサルタント業者B
- ・調停の申立てに至った経緯  
令和3年12月15日、中津川市駒場字青木地内において、中津川市発注の道路改良工事の請負業者である建設業者Aが掘削作業を行っている際に同箇所に埋設されている水道管を損傷させた。  
翌日から関係する箇所を断水し、修繕に着手したが、完全止水には至らず、金具交換などの応急修繕により対処した。  
その後、本復旧を行うため施工方法を検討した結果、市民生活に影響を与えない水道管布設替で施工を行い、令和4年5月10日に完了した。  
水道管損傷による漏水に係る水道代並びに修繕費用及び水道管布設替工事には合計1814万9000円の費用が発生しているが、責任の所在について当事者間で争いがある状況である。  
したがって、中津川市は、建設業者A及び建設コンサルタント業者Bに対し、それぞれの負担割合に応じた相当額の金員の支払いを請求する調停を申し立てることとした。
- ・申立ての趣旨  
建設業者A及び建設コンサルタント業者Bは、中津川市に対して、連帯して相当額を支払えとの調停を求める。
- ・事件に関する取扱い及び方針

弁護士を調停の代理人と定める。  
調停が不調となれば、本案訴訟を提起する。

#### 4、下浦辺地に係る総合整備計画について

・計画区域 中津川市<sup>しもうれ</sup>下浦地域（付知）

・計画期間 令和5年度から令和9年度まで

・計画内容 (単位：千円)

施設名	事業名	事業内容	事業費
通学施設	スクールバス整備事業	スクールバス1台	9,137
交通通信施設	分田～下浦線道路補修工事	施工延長 L=260m（土工、排水工、法面工、舗装工）	300,000
合計			309,137

#### 5、北部辺地に係る総合整備計画の変更について

・計画区域 中津川市<sup>ほくぶ</sup>北部地域（加子母）

・計画期間 令和3年度から令和7年度まで

・変更内容 (単位：千円)

施設名	区分	事業費	財源内訳		辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
防災ダム	変更前	58,320		58,320	58,200
	変更後	<u>72,000</u>		<u>72,000</u>	<u>62,300</u>

#### (補正予算)

- 1 令和4年度中津川市一般会計補正予算【初日議決】
- 2       "       後期高齢者医療事業会計補正予算【初日議決】
- 3       "       水道事業会計補正予算【初日議決】
- 4       "       下水道事業会計補正予算【初日議決】
- 5       "       病院事業会計補正予算【初日議決】



(当初予算)

- 1 令和5年度中津川市一般会計予算
- 2       "       国民健康保険事業会計予算
- 3       "       駅前駐車場事業会計予算
- 4       "       介護保険事業会計予算
- 5       "       後期高齢者医療事業会計予算
- 6       "       水道事業会計予算
- 7       "       下水道事業会計予算
- 8       "       病院事業会計予算

お問い合わせ先

---

総務部 総務課 担当者：石原 豊  
電話：0573-66-1111（内線 441）